

現 場 説 明 書

- 1 委託業務番号 R5-都清-03
- 2 委託業務の名称 都市再生機構仙台外記丁市街地住宅一般清掃等業務委託
- 3 委託業務の場所 仙台市青葉区錦町一丁目3番9地内
- 4 現場説明事項
業務委託期間 令和5年10月1日(日)から令和8年3月31日(火)まで
- 業 務 内 容 仙台外記丁市街地住宅内の清掃等業務
- 業 務 仕 様
- ・ 玄関、玄関ホール、廊下、階段、非常階段の清掃
 - ・ エレベーター、エレベーターホールの清掃
 - ・ 厨雑芥室の清掃
 - ・ 屋上の清掃
 - ・ ガラスの清掃
 - ・ 共用電灯用の電球取替え
 - ・ 簡易な除雪作業及び融雪剤散布
 - ・ その他作業
- 支 払 方 法 毎月払い
- 金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払い時に処理する。
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
- 5 質 疑 ・ 回 答
- 質疑 令和5年9月6日(水) 10時までに書面にて提出のこと
- 回答 令和5年9月7日(木) 12時までにURLページ内にて回答する
- ※担当 経営戦略班 FAX : 022-261-0831
- Mail : keiei@miyagi-jk.or.jp
- 6 そ の 他 詳細は別紙「仙台外記丁市街地住宅一般清掃等業務委託仕様書」による。

仙台外記丁市街地住宅一般清掃等業務委託仕様書

(共通事項)

1. 一般事項
- 1) 住宅居住者の生活へ支障がないよう作業時間および内容に配慮すること。
 - 2) 作業に必要な用具は、受注者が用意するものとする。ただし、下記の物品は必要の都度甲が乙に対して支給するものとする。
支給品：蛍光管類、その他公社が必要と認めるもの
 - 3) 発生した廃棄物(粗大ゴミ及び枝葉等)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分すること。
 - 4) 現場清掃作業員には、携帯電話等を支給し、台風、地震等の災害時の緊急連絡に備えること。
- ※上記にかかる費用は、委託費に含むものとする。

(敷地内共用部分の清掃)

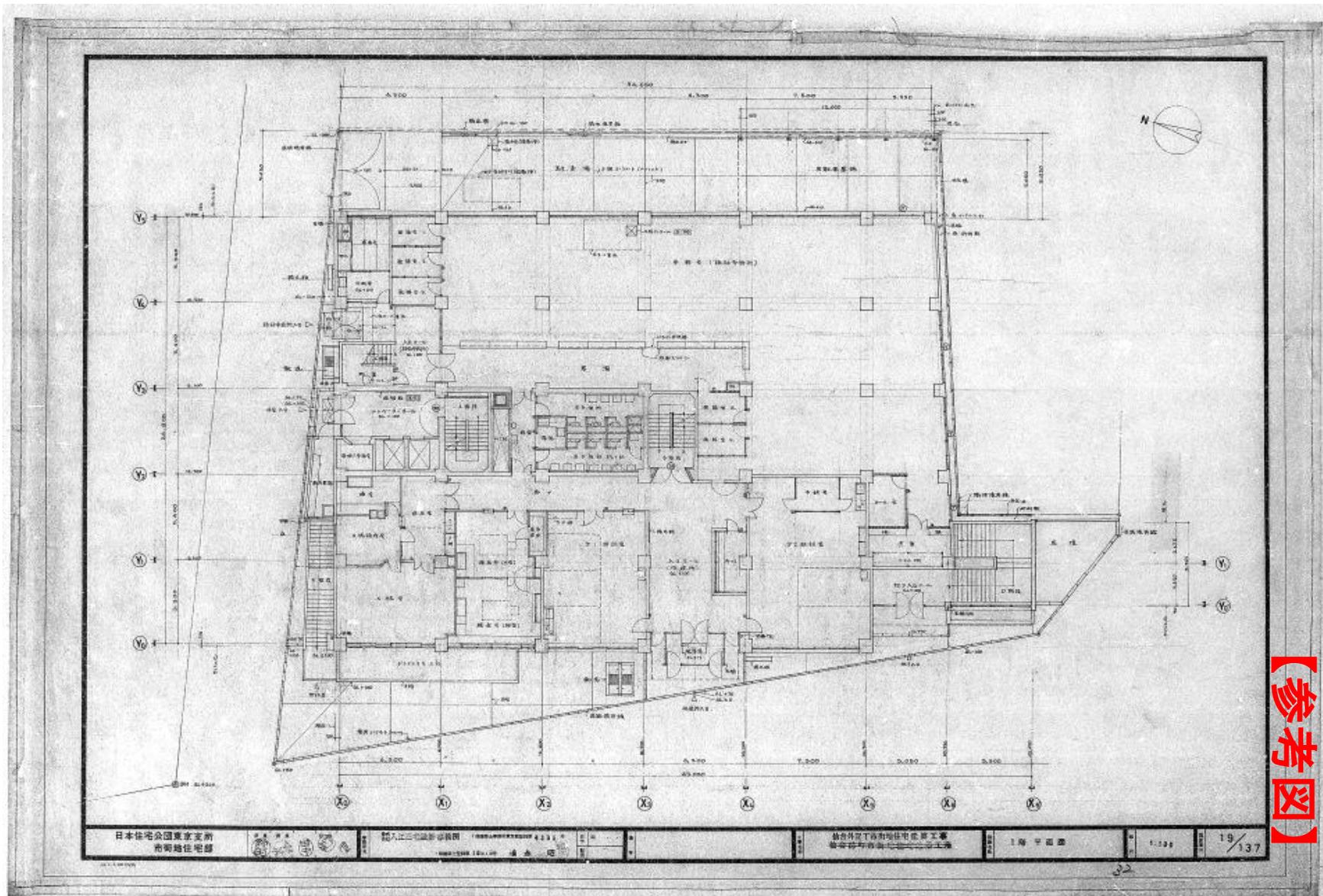
1. 作業項目 玄関、玄関ホール、廊下、階段、非常階段の清掃
- 作業仕様
- 1) 玄関、玄関ホール、廊下、階段、非常階段の埃その他塵芥物を掃き清掃する。
 - 2) 合成樹脂系タイル張床の廊下、階段、非常階段は床面をから拭きする。必要によっては水洗いもする。
 - 3) 集合郵便箱の上部を拭き掃除する。
 - 4) 合成樹脂系タイル張床の廊下、階段、非常階段は床面を洗浄しワックスを塗布する。
 - 5) 階段の蹴上、ノンスリップ等の汚れを掃除する。
 - 6) 大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、公社があらかじめ指定した場所に運ぶ。また、粗大ゴミのうち解体可能なものについては、これを解体及び整理し適切に処理する。
 - 7) 廊下、階段、非常階段の壁面等の埃等を掃除する。
 - 8) 玄関の靴拭きマット及びマット下の塵芥物を掃除する。
 - 9) 屑かごの片付け。
- 作業基準
- 上記1)、2)は週3回
上記3)は週1回
上記4)、5)は月1回
上記6)～9)は随時
- 作業範囲等 1, 780㎡

2. 作業項目 エレベーター、エレベーターホールの清掃
作業仕様 1) エレベーターの床、扉、壁面を掃き及び拭き掃除する。
2) エレベーターホールの床を掃き及び拭き掃除する。
3) 合成樹脂系床のタイル張床のエレベーター、エレベーターホールは床面をから拭きし、必要によっては水洗いもする。
作業基準 上記1)、2)、3)は週3回
上記4)は月1回
作業範囲等 エレベーター2基および各階エレベーターホール
3. 作業項目 厨雑芥室の清掃
作業仕様 1) 厨雑芥室のポリ容器を階下の所定の場所に搬出し、集芥車がごみを積み込んだ後、ポリ容器を水洗いし、厨雑芥室に戻す。また、必要に応じて消毒を行う。
2) 厨雑芥室内を掃除する。また必要に応じて消毒を行う。
作業基準 週3回
作業範囲等 厨雑芥室8か所 ポリ容器40個
4. 作業項目 屋上の清掃
作業仕様 1) 屋上(柵内に限る)を掃き掃除する。
2) 屋上のルーフトレインの塵芥物を除去し、排水を良好に保つ。
作業基準 週3回
作業範囲 屋上(柵内)
5. 作業項目 ガラスの清掃
作業仕様 1) 玄関、廊下、階段、塵芥室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を清潔に拭き掃除する。(危険箇所は除く)
作業基準 月1回
作業範囲 9㎡
6. 作業項目 共同電灯用の電球取替え
作業仕様 1) 門灯、階段灯、廊下灯などの電球又は蛍光管を、週に1度点灯後に巡視し、電灯の不点等を調査し会社に報告する。
作業基準 週1回
作業範囲 電灯192か所

7. 作業項目 簡易な除雪作業及び融雪剤散布
作業仕様 1) 積雪時に住宅玄関前の除雪作業を行うとともに融雪剤を散布する。
※融雪剤の購入に掛かる費用は、別途協議とする。
作業基準 冬期（12月から翌年3月まで）の間で適宜
作業範囲 住宅玄関前
8. 作業項目 その他の作業
作業仕様 1) この仕様書に定めのないもので、公社が特に必要と認めた軽微な作業
作業基準 随時

(備考)

- 就労日数 1か月 25日以上（休日・祝日・その他事情により難しい場合は別途協議とする。）
用具等 この作業の仕様に基づく作業の施工に必要な用具は一切乙の負担とする。なお、下記の物品は必要の都度甲が乙に対して支給するものとする。
支給品 蛍光管類、消毒剤、その他公社が必要と認めた物



【参考図】

東市 99-032

